

## 入札説明書

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会広告物製作・設置業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 公告日 令和4(2022)年2月24日

2 入札に付する事項

- (1) 業務委託件名  
いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会広告物製作・設置業務
- (2) 業務委託内容  
仕様書のとおり
- (3) 履行期間  
契約締結の日から令和4(2022)年3月25日まで

3 競争入札に参加する者（以下「入札参加希望者」という。）に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等に基づき、大分類「企画、公告、イベント」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 令和4(2022)年3月7日から同月8日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22(2010)年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 栃木県内に本社、支社又は営業所を有し、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局との緊密な連絡体制が構築できること。

4 入札の手續等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号（栃木県庁北別館3階）  
いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局  
（栃木県国体・障害者スポーツ大会局 総務企画課）  
電話 028-623-3845 FAX 028-623-3527  
E-mail kokutai-kohokemmin02@pref.tochigi.lg.jp
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
  - ア 入札書の受領期限、提出場所及び提出方法  
令和4(2022)年3月7日午後4時までに、(1)の場所に、郵送（書留郵便）により提出すること。ただし、郵送が困難な場合は持参も認めるものとする。
  - イ 開札の日時及び場所  
令和4(2022)年3月8日午前10時  
栃木県国体・障害者スポーツ大会局 総務企画課内  
当該入札に関係のない職員が立ち会った上で開札することとし、入札参加者の立会いは求めないものとする。  
なお、立会いを希望する場合は、入札書の受領期限までに(1)に連絡し、代理人

が立ち会う場合は委任状を持参することとする。

- (3) 入札の方法  
2の(1)の件名で、総価で入札に付する。
- (4) 入札書の記載方法等  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 事務局受付後の入札書の書換え、引換え又は撤回はできないものとする。
- (6) 入札を辞退する場合は、受領期限までに入札辞退届を郵送又は持参にて提出すること。受領期限までに入札書が届かない場合は入札を辞退したものとみなす。

## 5 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (2) 入札参加希望者に要求される事項  
ア この入札の入札参加希望者は、入札参加申請書を令和4(2022)年2月28日の午後5時までに4の(1)に電子メール等により提出し、審査を受けなければならない。  
イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。  
なお、提出された書類等については、返却しない。
- (3) 審査  
ア 入札参加希望者が提出した入札参加申請書について審査し、採用し得ると判断した入札参加希望者の入札書のみを落札決定の対象とする。  
イ 審査結果は、電子メール等により、令和4(2022)年3月2日までに入札参加希望者に伝えるものとする。
- (4) 質疑及びその回答について  
ア 仕様書等に対する質問がある場合には、質問書様式により、令和4(2022)年2月28日午後5時までに4の(1)の場所に電子メール等により提出すること。  
イ 質問の内容及び回答は、令和4(2022)年3月2日までに、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会ホームページ上で公開する。
- (5) 入札の無効  
入札書の受領期限までに指定された場所に到着しない入札書、3の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は無効とする。
- (6) 落札者の決定方法  
ア 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
イ 落札となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、あらかじめ定めたくじの方法により、落札者を決定するものとする。  
ウ 落札者が契約担当者等の定める期日までに契約書の取り交わしを行わないときは、落札者の決定を取り消すものとする。
- (7) 契約書作成の要否 要

(8) 入札回数

2回目までとする。1回目の入札が不調となった場合は、直ちに応札者に電子メールにより通知する。入札希望者は事務局が指定する日時までに2回目の入札書を4の(1)の場所に電子メール等により提出し、後日原本を提出することとする。指定の日時までに入札書が到達しなかった場合は辞退とみなす。

また、2回目も不調の場合は最低入札価格提示者と協議の上決定する。

(9) 代理人による入札

入札参加希望者は代理人をして入札を行わせるときは委任状を提出すること。

(10) 積算内訳書の提出

入札書の提出に併せて、積算内訳書も提出すること。

(11) 封筒の記載

入札書の封筒は、入札案件を特定できるように記載すること。

(12) 入札関係書類への押印について

入札に関して県に提出する書類（入札書、委任状及び入札辞退届は除く）への押印は省略すること。

(13) 開札結果の通知

応札者に対し、落札者名及び落札金額を電子メールにより通知する。